（財）財務会計基準機構会員

平成 21 年 10 月 1 日

各　　位

会 社 名　雪印メグミルク株式会社
代表者名　代表取締役社長　高野瀬　忠明
（コード番号 2270　東証第１部・札証）
問合せ先　広報部長　小西寛昭
（TEL　03-3226-2124）

内部統制システム構築の基本方針に関する決議のお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議いたしましたのでお知らせします。

記

１．内部統制の基本方針

・ 雪印メグミルクグループは、内部統制をコーポレート・ガバナンス実践のための重要な基盤の一つと捉え、当グループが持続的に成長して、企業価値を高めていくために、内部統制体制の強化とその有効性の継続的な監視を図っていく。
・ 内部統制体制の整備・運用状況については、規範・組織・教育の観点から継続的に評価し、必要に応じて改善を行ない、実効性のある体制の構築に努めるものとする。
・ 雪印メグミルクグループは、グループの企業倫理体系に基づき、ＣＳＲ経営を積極的に推進する。また、グループ全ての役員・社員が企業活動を行なう上で、守るべき行動の規範を定め、企業倫理の徹底を図っていく。

２．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・ 雪印メグミルクグループは、「雪印メグミルクグループ行動規範」を定め、その行動の基本を明確にする。
・ 取締役会は、適切な運営を確保するために定めた「取締役会規程」に基づき、毎月定期的に取締役会を開催することで、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に業務執行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。
・ 取締役会の諮問機関として「企業倫理委員会」を設置し、企業倫理委員（社外委員）は社外の立場から経営に対する提言、勧告および実施状況の検証を行ない、これを取締役会に報告する。

・　監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査の方針に従い監査を行なう。また、当社と利害関係を有しない社外取締役および社外監査役は、外部の有識者として取締役の職務執行に対する監督および監査の強化を図る。

３．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・　当社は、「取締役会規程」「文書等管理規程」ならびに「情報セキュリティ基本方針」および「情報セキュリティ規程」に基づき、取締役会議事録、稟議書その他取締役の職務の執行に係る情報などを適切に保存し、管理する。
・　保存および管理された情報は、取締役および監査役の求めに応じて、いつでも閲覧可能なものとする。

４．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・　雪印メグミルクグループは、事業活動全般にわたり生じ得る様々なリスクの管理を以下の体制で推進する。
・　経営戦略や利益計画に基づく諸施策の実効性や進捗管理については、担当部署においてそのリスクの把握と対応策の検討を行ない、経営会議や取締役会において審議の上、対応策を決定する。また、為替・金利等の市場リスクや取引先の与信リスクについては担当部署が管理を行ない、月次の経営会議等にて全社的なリスク管理を行なう。
・　メーカー固有のリスクである品質リスクについては、関係会社を含め品質保証に関する規則を定め、日次でのリスク管理を実施する。また、品質リスクの年間総括を行なった上で、品質保証方針・計画を策定し、品質保証体制の改善を図る。
・　不測の事態が発生した場合には、「危機管理規程」に則し、問題の大きさに応じて「対策本部」等の組織を編成し、迅速に必要な初期対応を行ない、損害・影響等を最小限にとどめる体制を整える。

５．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・　当社は、「取締役会規程」「執行役員規程」「職務権限規程」および「稟議規程」に基づき、執行役員制度や決裁基準に基づく稟議制度をとることで、業務執行権限を執行役員に委譲して執行責任を明確にし、事業構造改革を迅速に進めるとともに、適正かつ効率的に取締役が職務の執行を行なう体制をとる。
・　取締役は、監督機能を強化し、経営の意思決定の迅速化を図る。また、取締役会は、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

６．財務報告の信頼性を確保するための体制

・　当社は、「経理規程」に基づき適正な会計処理を実施する。また、「財務報告内部統制規程」に基づき財務報告に係る内部統制の仕組みを整備し、法令等への適合性と財務報告

の信頼性を確保する。

７．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・ 雪印メグミルクグループは、「雪印メグミルクグループ行動規範」を定め、その行動の基本を明確にする。
・ グループ各社において、自主行動基準を定め、コンプライアンスに関する統一的な活動を推進する。グループ各社の行動基準、行動指針の徹底・推進を図るため、コンプライアンスを統括する部署を設置し、グループとしてのコンプライアンスの取り組みを横断的に遂行する。
・ グループとしてのコンプライアンス活動への取り組み・遵守状況については、「企業倫理委員会」に適時、報告する。
・ グループ各社や各部署に推進リーダーを配置し、コンプライアンスの徹底に向けた取り組みを計画的に実施していく。また、推進リーダーのスキルアップのための研修会や情報共有化のための合同会議等を実施する。
・ 内部監査部門は、「内部監査規程」に基づいて監査役および会計監査人とも連係し、グループとしての業務の適正性および効率性を検証する。また、グループ会社のコンプライアンスの遵守状況に関する監査を行ない、問題がある場合は取締役および監査役に報告する。
・ グループの内部通報相談窓口として「雪印メグホットライン」を、社外通報相談窓口として「社外（弁護士）ホットライン」を設置し、公益通報の窓口として活用するとともに、コンプライアンス上の問題をはじめ、様々な疑問・相談・提案などを受け付ける。

８．企業集団における業務の適正を確保するための体制

・ 金融商品取引法に基づき、連結ベースの財務報告に係る内部統制の強化を図るため、グループ全体の内部統制を整備し、その運用を行ない、適切に評価する。
・ グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社の経営管理に関し適正な業務運営を行なうことを定めた「関係会社規程」を制定し、親会社として適切な指導・監督を行なう。
・ グループ社長会を定期的に開催し、グループ方針の徹底を図る。また、グループ監査役会では、グループ監査方針の徹底を図る。

９．反社会的勢力による被害を防止するための体制

・ 雪印メグミルクグループは、反社会的勢力と一切の関係を遮断し、「危機管理規程」において、反社会的勢力による不当要求があった場合の対応所管部署を定めるとともに、事案発生時の報告および対応に係る体制を整える。

10. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項

・ 監査役の職務執行を補助するために、その職務を補助するスタッフ（補助者という）を１名以上おく。また、監査役は、監査役監査の環境整備や監査役を補助すべき使用人に関して、取締役に対して体制の整備を要請できる。

11. 職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項

・ 補助者については、「職務分掌規程」等の社内規程や「監査役監査規程」において取締役からの独立性を明確にする。

12. 取締役・使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

・ 監査役は、取締役会、経営会議をはじめ重要な会議へ出席するとともに、取締役が決裁する稟議書やリスク管理・内部監査等に関する報告書の閲覧、当社および関係会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について報告を受けるものとする。
・ 前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役および使用人に対して報告を求めることができる。
・ 監査役は、代表取締役社長と定期的に意見交換会を開催する。

13. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

・ 監査役は、効果的な監査を行なうため、会計監査人および内部監査部門と定期的に協議および意見交換を行ない、内部監査部門に対しては必要に応じて調査・報告を求める。
・ 監査役は、監査役の年度毎の監査方針や監査計画を取締役会において周知し、取締役は監査役の円滑な監査活動に協力する。

以 上